

平成28年度 第1回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成28年7月27日(水) 小松市庁舎 低層棟4階 第3委員会室		
委員 (委員数4名) (出席者3名)	委員長 潮津 勇 委員 高見 健次郎 委員 宮島 昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 平成27年度入札監視委員会の概要 (2) 平成27年度発注工事の平均落札率 (3) 平成28年度入札制度改正 (4) 総合評価方式の制度改正の経過 (5) 審議事案 審議対象案件の審議 (6) その他 3 閉会		
審議対象期間	平成27年10月1日～平成28年3月31日		
抽出案件	5件		
物品	指名競争入札	1件	・電動ベッド
	指名競争入札	1件	・木場町生活排水処理施設改修工事
工事	条件付き一般競争入札	3件	・石橋川幹線排水路改築工事 ・小松市中央浄化センター水処理施設更新工事(土木・建築) ・小松市民病院大規模改修工事(受変電設備)
	随意契約	—	
	随意契約	—	
委託	指名競争入札	—	
	条件付き一般競争入札	—	
	随意契約	—	
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	<ul style="list-style-type: none"> ・JVが実際に出資比率どおり運営されているか確認の検討をすること。 ・3D・CAD活用について、業者の負担にならないよう十分配慮し、環境作りをすること。 ・市民病院等で入札する際は、管財課と十分に協議し、透明性が高まる方法を検討すること。 		

委員からの意見・質問、回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p>2</p> <p>(5) 審議事案</p> <p>審議対象案件の審議</p> <p>指名競争入札</p> <p>◎木場町生活排水処理施設改修工事</p> <p>○土木一式工事での1回目が成り立たなかったのはどうしてか。管工事にやり直したところ、辞退はありながらも成立した。実際に工事をするのは誰かということになると、土木業者が入札しても管工事業者が入札しても同じですか。</p> <p>○管工事の方が幅はあるということですか。</p> <p>○わかりました。工事の出来栄が同じであれば、低い値段で同じ結果が得られればそれでいい。あとは業者の体質の問題か。設計どおり計画どおりのものが出来上がったのでいいですが、逆に実は安くできるのに高くしているという業界があるということか。</p> <p>○今回業種とランクが変わりましたが、ランクはどのように決めるのですか。金額ですか。</p> <p>○業種を変えて再入札する事例でしたが、土木一式工事でなければならないということも</p>	<p>●誰が元請になるかであり、一方が下請関係になります。土木が元請で管工事が下請の場合、下請の見積段階で見合う価格が出てこなかったようである。管工事が元請の場合は自らの資材調達の中かでできる限り価格を落としたのではないか。</p> <p>●製品割合が多いので、設計価格に対してある程度幅があるかもしれない。当初、土木一式工事というのは企画調整も行う総合業種なので、土木一式で発注したが、C、Dランクということもあり下請価格が合わなかったようである。ということで、管工事で再入札を試みました。</p> <p>●今回の場合、工事自体が小規模の工種の集まりであり、下請の見積価格が合わないということで予定価格を上回ったと業者から聞いております。設計的には正しい認識があったので、こういう経過になりました。</p> <p>●そうです。土木ですと、500万円以下はDランクですけど、上位も選べます。管工事は金額ではCランクですけど、直近下位もしくは上位も選べます。管工事は業者が少ないので、地域のAも入っていますが、CやBだけで指名数に達してしまえばAは入れません。</p> <p>●基本的には、分離できるものは分離発注するが、今回は小規模な工種混合工事でしたの</p>

ない工事も結構あるということですか。

○今回のケースは土木一式工事が一番ふさわしいが、管工事でもできないこともないという事例だったのですね。

○ポンプ排水設備を下請に出して、土木業者がやると、利益を生むのは躯体工事の部分だけになるのか。

○管財課としては工事の割合から土木で出したが、材料調達の柔軟性から設備のほうがよかったということか。

○過去にもこういう選択の仕方はあるのか。

○分かりました。きちんと工事が完了していれば特に問題はないので、この件について指摘はありません。

一般競争入札

◎石橋川幹線排水路改築工事

○今回は3D指定工事なので、総合評価の課題として、CADの活用方法を提案するということか。

○3D提案工事の場合は。

○提案の場合は、作ったモデルが最後に評価されるということですか。

○指定工事と6つのモデルとの関係はあまりないのですか。提案だけでいいのですか。

で。

●はい。

●そうなりますが、躯体工事も小規模な型枠工とコンクリート工程度なので、なかなか厳しい。

●後に土木業者に聞いたところ、下請けの価格が合わなかったとのことでしたので、結果としてそういうことかと思います。

●前回の委員会の四阿の例で、建築一式工事では不調になったが、四阿は公園施設でもあるので、造園工事の業者で入札したら落札した。似たようなケースだと思う。

●はい。3Dの指定工事になると、総合評価の提案型になります。

●6つの作成モデルのうち、1つのモデルを作成するというもので、概ね、設計協議用に活用しているという状況です。

●そうです。工事成績表の中で、創意工夫の項目の中で3Dを活用しているという評価点に加算されます。

●総合評価の作成要領39ページにあります、提案課題2課題のうち3Dの方は、その

○その場合の作成例に6つ例がありますが、これらを取り込んで、こういうことが可能ですよという提案をするということですか。提案工事のほうは実際にモデルを作って、それが評価される、指定のほうは活用方法を総合評価で提案したらいいということですか。今回は課題2のほうの評価は、当日資料の8ページですね。業者Bや業者Cは評価されているところが多く、業者Aが少ないということですか。

○提案して、それをちゃんとやらなければならないのですね。

○Aランクの業者さんで、こういう実力がありそうな工事を指定して、始めたということですね。前年度業者Cは入っていなかったのですか。

○昨年の提案より進化しているのですか。

○今後は総合評価で、同じ業者が同じような提案で良しとならないような工夫が必要なのかもしれない。1回やって有利となると意味がなくなる。

どの業者も3D-CADには対応できているのですか。

他当該工事で提案を求めるにふさわしい提案ということで、3Dを活用した何かしら提案を示してくださいというものです。

●そうです。例えば業者Cで、課題2の回答というのが72ページで、提案が5つありますが、提案2と提案4は評価されていますが、例えば提案1では、現場での取合いを3Dで行うというものです。地元説明会で使うなど、いろんなやり方があるので、自分がどう活用するかを書く。

●業者も、その技術を吸収していかなければならない。市がこういう取組をしているので、業者も勉強すれば、レベルも上がるし受注にも繋がるということ。全部だと負担になるので、今年の指定は5件程度です。大きな重要工事に対してです。

●まだ試行段階のときで、26年度の「幸町外2町排水路改築工事」は業者さんが共有モデルを作成して利用しています。

●26年度のときは総合評価の対象になっていなかったの、27年度から総合評価の対象としております。

●まだ正直なところ、市内の業者ではAランクの数社程度です。ただ、先ほど説明したとおり、国の方がアイ・コンストラクションということで、3D-CADを含めた一連のICT活用工事に取り組んでいこうという動きがあります。今年度発注工事の国の方針では2割程度ICTを活用した工事をしていこうということで、2020年までに、8割ほどの工事量にしていこうという取組みがあるので、今後は三次元化した工事のモデルが普及

○実際我々が提案した工事はこうなりますよと説明するとき3Dでやるとすごく分かりやすいと思うが、その設計図書そのものが3D化という意味ではないのですか。

○どの程度普及しているのか分からないが、CADそのものがものすごく高いと聞いている。さらに3Dとなると、おそらく力の差というものが出てくるのではないか。公平に競争できる条件になるのかというのが気になりました。あと、そこに出てくるのはイメージであって、正確なものか、現実的なものかという点と全く違い、イメージを超えるものではないのが今の状況だと思います。分かりやすいとは思いますが、イメージであってそれを越えるものではないので、そこでイメージが先行してしまい、そこに目がいてしまい、高く評価される恐れがあるのではないか。効果はあるのですか。

○役所側と業者側に分けた場合に、役所側は3Dに対して将来どういうことを期待しているのか。

していきと考えています。市としては、そういった動きもあるが、技術力の向上として3D-CADを積極的に取り組んでいき、それを施工業者さんの方にも普及していこうという取り組みをしていくという一環での総合評価の課題設定や成績表での加算をやっているということです。

●そこまでではありません。

●3Dは県内では小松だけです。先がけてリードして取り組んでいこうということで、正直これがなくても施工はできるが、国がこういうことをやっているのだから、いずれはやらなければならないことを今から少しでもやっつけようということです。確かに公平さとか、今の段階では課題です。

●市として一番期待しているのは、施工管理から検査するとき、従来は図面や成果表というもので検査や出来高といったものが、3D化によって検査がアナログでなく数値的に3Dによる算出で検査等が省略化できるということが期待できると思っています。今はまだイメージの段階ですが、ソフトも進化しており、2Dの図面を3D化してさらに3Dによって数量を計算できるというところまでいこうとしています。その数量が、これまで2Dで行ってきた数量と、3D化した数量がほぼ差がないくらいになってきているので、やはり作業の省略化ということが今後期待で

○作業の省略化といっても、あくまでイメージなので、やはり五感の目で見てきちんと映像で確認しないと難しいのではないかと。3Dで確認できないのではないかと。

○建物のイメージだとまだまだ幼稚というかと、もっと細かいところの接合部分とか力学的にどうなっているかを拡大して3D化していけば利用価値はあると思う。今現在における3Dを条件にすると、これを用意するのに価格等の関係で業者側に負担がかかるのでは。なるべく負担をかけない形でしょうという配慮はあるのか。

○新しい手法を取り入れるのは結構だが、業者に格差がでてくると、その格差が入札の主観点に大きな影響を与えるのなら配慮するように検討していただきたいと思います。

○国交省がやっているからということも重要かもしれませんが、工事規模というものがありますから、大きなところは十分に使えるけど、小さいところが同じようにやる必要があるかということもあると思います。逆に省力化ということで小さいからこそコンピュータに任せてしまえばいいということがあるかもしれない。初期投資があるかもしれないが、できてしまえば、業者のほうが省力化できるならよい。国交省と同じように市がやる必要もない部分があるかもしれない。両面をみて考えるべきだと思う。

きると思っています。

●今の時点ではできません。国の例ですが、国交省の方は今までのやり方の出来高と3Dによる出来高と2つ出させているそうです。それで差異がなくなっていけば3Dだけで良くなるという流れだと思います。今3D-CADというものが注目されていますが、十数年前までは設計も手書きで、それがCADというものが普及して今では当たり前になっている。今はまだ3Dが出たばかりだが、何年後かは3Dが当たり前になっている時代になるかもしれない。

●普及については少しずつですが、施工業者が3Dを取得する研修等に市で補助を行っています。3Dを導入するソフト購入費等の補助はできないが、研修会を催すことについての補助をしています。

○これを導入するときに、業者側のことをよく考えてあげて、役所一方ではないようお願いします。

一般競争入札

◎小松市中央浄化センター水処理施設更新工事（土木・建築）

○当日資料の11ページで、今年度から共同企業体運用の見直しをして、小松市独自から準則とか石川県のルールに変わったということですが、今年度から変更になった理由はなんですか。

○なぜ今年度からなのか。昨年変えていたら、今回の浄化センターで、対象にはならない業者もいたようだ。

○浄化センターの例で、建築工事1.5倍以上というのは特別ルールなのですか。前例はないのですか。

○同種類似工事の実績は自己申告ですか。裏づけとかあるのですか。

○出資割合によって利益配分も決められ、経費もこの配分を出してくるのでしょうか。

○実際それでやっているのかチェックしているのか。

●今までは、代表者に十分な資格を求め、構成員には年間完成工事高等を求めてこなかったが、例えば舗装業者でも登録上土木のAランクと認められている。代表者が受注を目的に、こういう業者と組む場合もでき得るので、やはり平等にある程度の能力のある者との共同施工が必要ではないかということです。

●今年は6億円とか十何億円とかJVが多くなり、見直していく必要があった。県の事例に倣い出資割合でやる方がいいのではないかということになった。

●今までは分離発注だったのでこういうケースはなかった。下水道課から耐震上の指針が決まっていた一括施工すべきということで2種の工事を合併するJVとなった。当初代表者だけに担保をとることも考えたが、代表者が土木一式工事だけの登録のケースも考えられるので、建築にも完工高をつけて整理する必要があるとの考えから、出資方式ならどんなケースでもより良いであろうということです。

●契約書の写し等をつけてもらいます。

●JVの協定書は出してもらっている。

●そこまでは追求していない。

○出資割合を決めたのも利益配分のことであってだ。せっかくJVを組んで小松の本店業者にはこれだけの配分をと言っているが、内部関係だから信じるしかないのか。

○制度として、割合を示し、こうしなさいと主旨が決まっています、市は知らないじゃ制度としておかしい。

一般競争入札

◎小松市民病院大規模改修工事（受変電設備）

○契約を締結できる営業所という概念はなんですか。支店登記ではないのですか。

○電気工事8,000万円以上の場合、JVでもできるということなのか、必ずJVにしなければならないということなのか。

○以前市民病院での工事実績のある業者がいて、評価のプラス要因にはならないのか。

指名競争入札（物品）

◎小松市民病院 電動ベッド

○入札率が非常に100%に近い数字になっているが、病院側は予定価格をどうやって設定したのか。

○見積は何社とったのか。

○見積をとった業者は入札参加しているのか。

○これはパラマウントベッドだが、もう1社のベッドメーカーは。

●そうです。

出資割合を条件とした以上、チェックすべきでしょうか。

●国や県はどうか調べてみます。

●会社登記上の営業所ではなく、契約権限を委任されている営業所のことです。

●JVを条件としています。大規模工事は、能力的に市内業者では困難なので、市内業者を構成員として共同施工してもらおう方針でしています。

●評価するときには業者名を伏せてやっており、あくまでも内容評価です。

●参考見積が、定価の32.5%だったので、30%で決めました。

●2社です。

●はい。

●フランスベッドです。

○落札率が100%に近いことが気になる。

○見積書で、本体が2,800万円に対して値引きが2,400万円となっているが、こういうことがありえるのか。常識では考えられない。もう1社の見積もりも同様か。

○入札価格が低いとランニングコストがかかるのではないか。

○物品はこんなに利幅があるものなのか。

○市民病院の建設工事等は管財課で入札しているが、物品の入札は管財課と連携していないのか。

○7割引きはよくあることか。

○8者の入札のメーカーはどこか。

○発注者としてどこを想定していたか。

○見積をとった業者が落札している。見積を出した業者は、見積額よりは当然安く出してくる。外の7社はその情報を知らずに高くなっている。結果としてだが、見積を出した業者が有利だったなという印象を受ける。指名業者から見積をとるしかないのか。

○プロセスとしてはすっきりしない。見積をとったほうが有利だ。そこは管財と連携して透明性の確保に努めたほうが良いと思う。もう1社の見積を見せてほしい。

○この見積にも値引きはあったのか。

●1回目の入札が予定価格を超えたので、2回目となるとそうなるのも仕方ないかなと思う。

●もう1社はもう少し高かった。

●ランニングコストはかからない。

●自治体共済会に聞くと、平均50~60%の値引きが標準とのこと。

●登録業者の確認はしています。管財課に登録のない業者は病院でも指名しません。

●大きな医療機器ではあります。

●入札では金額しかわかりません。

●パラマウントとフランスベッドのシェアが高いです。

●予定価格を公表していないからだと思う。

●見積書提示

●定価の50%くらいになっている。

(管財課長)

○予定価格が公表されていなかったから1回目が全て高かったということが分かりましたが、2回目の入札も、せいぜい20、30万円引くくらいですね。

○入札の上で疑問に思ったことは管財課に聞き、透明性が確保できているかなど協議しながら行ってもらいたい。

●本来なら、1回目の入札が不調なら、最低金額を公表しなければならない。そうでないと2回目の入札金額の上限を業者さんが何も分からない。

●疑問に思ったことは管財課と相談しながら今後進めていきます。